一般財団法人東北電気保安協会における年次点検未実施について(報告受理)

関東東北産業保安監督部東北支部(以下「同支部」という。)は、一般財団法人東北電気保安協会(以下「同協会」という。)に対し、令和4年10月24日に厳重注意を行うとともに、電気事業法第106条第6項の規定に基づき報告を求めていたところ、令和5年3月29日に調査結果及び再発防止策等に係る報告がありましたので、お知らせします。

1. 本事案の経緯

同協会から令和4年10月12日付けで、電気事業法施行規則第52条第2項の規定に基づき 保安管理業務を受託している事業場の一部において、実際には年次点検を行わずに実施したとの 虚偽報告を行うなど法令違反が疑われる行為があったことを新たに確認した旨の報告がありまし た。

同協会では、同年1月に判明した月次点検未実施の不正事案を受け、同様の事案が生じないよう原因究明と再発防止策を策定し、協会内で報告する風土の醸成などの対策の実行に取り組んでいる中、本件を含め、法令違反が疑われる事案が複数明らかになりました。

このことは、電気保安の確保の観点から重大な問題であり、令和4年10月24日、同協会に対し、厳重注意を行うとともに、電気事業法第106条第6項の規定に基づき、報告を求めました。【令和4年10月24日お知らせ済み】

令和5年3月29日に同協会から報告徴収に対する調査結果及び再発防止策等に係る報告書の 提出があり受理しましたので、お知らせします。

2. 今後の対応

当支部は、同協会から報告のあった再発防止対策等は概ね妥当なものと考えており、再発防止対策等が適切に履行されているか引き続き確認を行ってまいります。

(本件に関する問合せ先)

関東東北産業保安監督部東北支部 電力安全課

課長:渡邉 担当:菊池、志田 電話:022-221-4952 (直通)